

政治資金規正法関係 諸届出一覧

届出事項	届出期限	届出方法		団体区分	提出書類	備考
		直接	郵送			
政治団体の設立	設立の日から7日以内	○	×	政党の支部	1 政治団体設立届	
					2 規約等	
					3 政党の状況等に関する届	
					4 支部証明書	政党本部より入手
				その他の政治団体	1 政治団体設立届	
					2 規約等	
					3 被推薦書	該当団体のみ(注1)
					4 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	該当団体のみ(注2)
届出事項の異動	異動の日から7日以内	○	×	政党の支部	1 届出事項の異動届	
					2 規約等(新旧両方)	
					3 支部証明書	団体名、主たる事務所の所在地、活動区域に異動がある場合は、政党本部より入手
				その他の政治団体	1 届出事項の異動届	
					2 規約等(新旧両方)	
					3 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	該当団体のみ(注2)
					4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	該当団体のみ(注2)
				政治団体の解散	解散の日から30日以内	○
2 解散時までの収支報告書	領収書等の写し添付					
3 政治団体支部解散届	政党の支部のみ					

資金管理団体関係

資金管理団体の指定	指定の日から7日以内	○	○	共通	1 資金管理団体指定届	
資金管理団体の指定の取消	取消の日から7日以内	○	○	共通	1 資金管理団体指定取消届	
資金管理団体でなくなった旨の届	左記団体でなくなった日から7日以内	○	○	共通	1 資金管理団体でなくなった旨の届	
資金管理団体の届出事項の異動	異動の日から7日以内	○	○	共通	1 資金管理団体届出事項の異動届	

収支報告関係

収支報告	前年分を3月末まで	○	○	共通	1 収支報告書	領収書等の写し添付
					2 寄附金控除の書類	該当団体のみ

注1) 被推薦書は、知事、県議の現職及び候補者等に係る後援団体への個人寄附について、租税特別措置法の規定による課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合に提出が必要です。

注2) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知は、国会議員関係政治団体のうち、2号団体(租税特別措置法の規定による課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体のうち、国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体)に該当する場合に提出が必要です。2号団体に該当しなくなった場合は、その旨の異動届と、国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知の提出が必要です。

※提出部数	主たる活動区域が、大分県内であるもの	---	1部
	主たる活動区域が、2以上の都道府県にわたるもの	---	2部